

## ⑩市の公用車を貸し出します

笠間市では、市民団体等の公益活動を支援するため、市が所有する公用車を公務に支障のない範囲で貸し出しています。

### ◆貸出車両・管理場所 一覧

#### ①本庁管理分

交通安全指導車 2台・軽トラック 2台  
2tダンプ 1台・ワゴン車 1台

#### ②(笠間・岩間)支所管理分

交通安全指導車 1台ずつ  
軽トラック 1台ずつ

### ◆貸出条件

#### ①対象

市内で活動する団体で、公益活動に使用する場合。個人的な活動や営利目的の場合は、対象外となります。  
(例：防犯パトロール、子ども会の廃品回収、自治会イベントの備品運搬など)

#### ②貸出時間

原則は、土・日・祝日のみ。  
午前8時30分～午後5時30分  
※ただし、防犯パトロール等に使用する場合はこの限りではありません。

#### ③経費負担

燃料代相当額として、おおむね4時間未満(半日単位)は500円、4時間以上(1日単位)は1,000円を負担していただきます。(交通安全指導車は除く。)

#### ④申請

使用する1か月から5日前までに運転者の免許証のコピーと共に「申請書兼誓約書」を提出してください。

問 市民活動課(内線134・135)  
笠間支所生活課(内線72121)  
岩間支所生活課(内線73161)

## ⑪笠間ライオンズクラブ主催プロムナード チャリティーコンサート 吉田兄弟 in 笠間を開催

日時 2月13日(日)  
開場：午後5時 開演：午後6時

会場 笠間公民館 大ホール

チケット 当日6,000円、前売5,000円

チケット取扱 笠間ショッピングセンターポレポレ サービスカウンター  
TEL 0296-70-1234

問 田中早苗(笠間ライオンズクラブ事業委員会) TEL 0296-72-7545

## ⑫相続登記はお済みですか？

茨城司法書士会では、昭和59年度より、2月を「相続登記はお済みですか月間」として、司法書士の市民へのサービス活動、また、相続登記の大切さを啓蒙する活動を実施しています。

期間 2月の1か月間(土・日・祝日を除く)

実施場所 県内の各司法書士事務所

内容 相続登記に関する相談

※相談は無料です。

申 各司法書士事務所(要事前予約)

問 茨城司法書士会 TEL 029-225-0111

## ⑬第4回男女共同参画講座「地域、いきいきデビュー ～楽しもう！見つけよう！仕事以外～」の参加者を募集

趣味や地域活動を通じて、これからの人生を楽しみたい。けれども、きっかけがつかめない。そんな方に参加をしていただきたい講座です。パネリストから、活動の内容、参加をしたきっかけなどの話をさせていただきます。

1人でも、ご夫婦でも、お友達同士でも、お気軽に参加してください。みなさんのご応募をお待ちしています。

日時 2月27日(日) 午前10時～正午

場所 岩間公民館 大会議室

内容 パネルディスカッションほか

パネリスト 笠間市シルバーリハビリ体操指導士会、笠間ふるさと案内人の会、ピオトープ天神の里を作る会、ハーモニー『せせらぎ』、陶の会

参加費 300円(茶菓子代)

定員 50名(定員を超えた場合は抽選)

申込方法 電話でお申し込みください。

申込期限 2月17日(木)

企画運営 男女共同参画講座企画員

申・問 秘書課 男女共同参画推進室  
(内線225)

## ⑯まちづくり出前講座をご利用ください

まちづくり出前講座は、学びたい講座を市民の皆さんが選び、講師が皆さんの地域へ向いて講座を開催するものです。身近な問題から専門的な講座まで、楽しく学べるメニューをたくさん用意しています。年度始めの総会での活用や、地域・団体・グループの学習機会等としてお役立てください。

### 申込みできる方

市内に在住、通勤、通学している方で、5人以上で構成されたグループ。

### 講座内容

市民の皆さんが講師となり知識や経験を活かした講座を開講する市民編と、市職員が講師となり、行政の取組みなどについてお話しする行政編を用意しています。好きな講座をお選びください。講座メニューは市役所や市のホームページから入手できます。

### 講師料

無料です。ただし、講座に必要な材料等がある場合は、実費負担となります。

☆新講座メニュー作成に向けて、市民講師を募集しています。知識や経験を活かして無償で講座を開講してくださる方のご応募をお待ちしています！

問 市民活動課(内線134・135)

ホームページ

http://www.city.kasama.lg.jp/katsudo/machi/demae/index.htm

## ⑰労働者101人以上の事業主の皆さん、一般事業主行動計画の策定はお済みですか

4月1日から、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出、公表・周知の義務が、労働者301人以上企業から101人以上企業へ拡大されます(100人以下企業については、努力義務)。

茨城労働局では、下記の日程で相談会を開催し、専門の職員が具体的なアドバイスをします。4月1日までに一般事業主行動計画の届出ができるよう、ぜひ、ご参加ください。

開催日	相談会(各回定員4事業所)	会場
1月26日(水)	①午前10時～11時	茨城労働局 2階会議室 水戸市宮町1-8-31
2月2日(水)	②午前11時～正午	
2月7日(月)	③午後1時30分～2時30分	
2月16日(水)	④午後2時30分～3時30分	
2月22日(火)	⑤午後3時30分～4時30分	
3月2日(水)		

申・問 茨城労働局雇用均等室 TEL 029-224-6288

「申」は申込み先、「問」は問合せ先の略です。 ③ページ

④ページ 広報紙は笠間市ホームページでもご覧になれます。